

公益信託 全神戸ライオンズクラブ奨学会 2021年度 奨学生募集要項

1.趣旨	この奨学金は、公益信託全神戸ライオンズクラブ奨学会（以下、「当奨学会」という。）が運営する奨学金で、主として経済的又は身体的に恵まれない者で、 学業・課外活動等に対する意欲・向上心が高い者を対象 として奨学金を給付し、もって社会に貢献する人材を育成することを目的とします。
2.応募の資格 *右記の事項すべてに該当する者	<p>(1) 神戸市内に居住し、かつ同一世帯に2021年4月以降、引き続き当奨学会の奨学金を受ける者がいないこと（兄弟姉妹の同時応募も不可）。</p> <p>(2) 下記のいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 中学校第3学年に在籍し、高校等に進学しようとする者で、経済的又は身体的に恵まれない者。</p> <p>イ. 高等学校、高等専門学校又は特別支援学校の高等部（以下、「高校等」という。）1学年又は2学年に在学する者で、経済的又は身体的に恵まれない者。</p> <p>(3) 在籍学校長の推薦を得られる者。但し、1校あたりの推薦人数は2名以内とする（各校におかれては十分ご留意の上、優良な応募者をご推薦ください）。</p>
3.奨学金の額	月額 10,000円を給付（返済の必要はありません）
4.給付時期・方法	奨学金は、原則として毎年5月、7月、10月、1月に3ヶ月分を支給します。支給方法は、予め指定された奨学生本人名義の金融機関口座へ振込みます。
5.給付期間	奨学生となった年の4月から、最短修業期間とし、最長3年とします。（定時制および高等専門学校は第3学年まで）
6.採用奨学生数	20名程度
7.申請手続	<p>(1) 申請者は、以下の応募書類を学校長に提出してください。</p> <p>① 奨学生願書（本人記入。障害のある者は「障害者用」を提出してください）</p> <p>② 奨学生推薦書（学校長記入。障害のある者は「障害者用」に記入）</p> <p>③ 収入を証明する書類</p> <p>・給与・自営：源泉徴収票(写)または確定申告書(写)</p> <p>・給与等以外：年金裁(改)定通知書(写)、生活保護決定通知書(写)、児童扶養手当証書(写)等（具体的な金額が分かる書類を提出）</p> <p>尚、提出された書類は返却いたしません。</p> <p>(2) 各学校長は、応募書類を取り纏めの上、神戸市教育委員会を通じて受託者（三井住友信託銀行）宛提出してください。 2名応募がある場合は必ず一括して提出してください。 注意：直接受託者宛には提出できませんので、ご注意ください。</p>
8.申込期間	
9.選考および選考結果の通知	<p>(1) 出願者の中から、当奨学会運営委員会で選考し、奨学生を内定します。</p> <p>(2) 内定通知・不採用通知は、受託者から学校長および申請者に、2021年2月末までに書面で通知します（学校長経由で通知します）。</p> <p>(3) 内定者については、2021年3月中旬から4月上旬に当奨学会の運営委員が面接を行います。内定者本人・保護者の両名が必ずご出席ください。</p> <p>(4) 面接会への出席と、進学および進級の確認を経て、奨学生を正式に決定します。</p>

10.生活状況報告書の提出	採用された奨学生について、所属校は毎学年終了後（卒業時を含む）、4月5日までに成績証明書及び所定の生活状況報告書を作成し、受託者へ提出してください。提出が遅れますと、新年度の奨学金給付に影響する場合がありますので、ご注意ください。
11.異動の届出	奨学生又はその保護者等は、次の各号のひとつに該当することとなった場合には、すみやかにその旨をこの公益信託の受託者に届け出てください。 (1) 休学、復学、転学、留年、又は退学したとき (2) 本人又は保護者等の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき (3) 奨学生が死亡したとき
12.奨学金の休止・停止又は廃止	奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席などしたとき、あるいは学業、性行などの状況により問題があると認められたときや、成業の見込みがなくなったときなどの場合は、その状況に応じ、休止、停止又は廃止します。 この場合、受領済みの奨学金があるときは、奨学生は当該事由発生以後に相当する金額を、この公益信託の受託者に速やかに返還してください。
13.その他	<u>(1) 採用された奨学生は「奨学金支給説明会ならびに懇親会」(毎年、7月中旬～下旬頃に開催予定)等の、当奨学会が開催する行事に必ず参加していただきます。</u> (2) その他給付方法等詳細につきましては、原則として当奨学会奨学金給付規程に基づき取り扱います。

※申請書類は事務室にあります。10月20日(火)までに事務室へ提出してください。